

# Kambun Workshop 2013

## Muromachi tsuikahô: Supplementary Laws of the Muromachi Shogunate

Prof. Takahashi Shinichirô

### Document #1

#### [原文]

##### 一 寺社国衙領并領家職事 〈建武四 十 七 評〉

動乱之間、諸国大将守護人、就便宜預置軍勢云々。於今者、可沙汰居雜掌之旨、被定下之処、不遵行之由有其訴。甚招罪過歟。所詮任御教書奉書并引付施行、不日悉付渡下地、云預人交名、云所領在所、可注進之。若尚令遅引者、於守護人者改易所職、至大将并軍兵者、或被処其咎、或雖有勲功、不可充行恩賞矣。

次武家領事、子細同前。

#### [訓読]

一 (ひとつ) 寺社国衙領 (じしゃこくがりょう)、并に (ならびに) 領家職 (りょうけしき) のこと 建武四 (けんむよん) 十 (じゅう) 七 (なな) 評 (ひょう)

動乱 (どうらん) のあいだ、諸国大将 (しょこくたいしょう) 守護人 (しゅごにん)、便宜 (びんぎ) に就き (つき)、軍勢 (ぐんぜい) に預け置く (あずけおく) とうんぬん。今 (いま) においては、雜掌 (ざっしょう) に沙汰 (さた) 居え (すえ) すべきの旨 (むね)、定 (さだ) め下 (くだ) さるるの処 (ところ)、遵行 (じゅんぎょう) せざるの由 (よし)、その訴え (うったえ) あり。甚だ (はなはだ) 罪過 (ざいか) を招 (まね) ぐか。所詮 (しょせん)、御教書 (みぎょうしょ)、奉書 (ほうしょ)、并に (ならびに) 引付施行 (ひきつけしぎょう) に任 (まか) せ、不日 (ふじつ) 悉く (ことごとく)、下地 (したじ) を付し渡し (ふしわたし)、預人 (あずかりにん) の交名 (きょうみょう) といい、所領 (しよりょう) 在所 (ざいしょと) いい、注進 (ちゅうしん) すべし。若し (もし) なお、遅引 (ちいん) せしめば、守護人 (しゅごにん) においては、諸職 (しょしき) を改易 (かいえき) し、大将 (たいしょう) 并に (ならびに) 軍兵 (ぐんぴょう) に至 (いた) りては、或いは (あるいは) その咎 (とが) にしよせられ、或いは (あるいは) 勲功 (くんこう) ありと雖も (いえども)、恩賞 (おんしょう) を充て行 (あておこな) うべからず。

次いで (ついで)、武家領 (ぶけりょう) のこと、子細 (しさい) 同前 (どうぜん)。

---

Document #2

[原文]

一 諸国守護人事 〈建武五 後七 廿九御沙汰 奉行 諏方大進房円忠〉

右、被補守護之本意者、為治国安民也。為人有徳者任之、為国無益者可改之処、或募勲功之賞、或称譜第之職、押妨寺社本所領、管領所々地頭職、預置軍士、充行家人之条、甚不可然。固守貞永式目、大犯三ヶ条之外、不可相綺。爰近年不叙用引付等之奉書、不及請文、徒涉旬月、多累催促、愁鬱之輩不可勝計。政道之違乱、職而由斯。仍就違背之科条、須有改定之沙汰矣。

[訓読]

一 (ひとつ) 諸国守護人(しょこくしゅごにん)のこと

{けんむご ごしち にじゅうく ごさた ぶぎょう すわだいしんぼうえんちゅう}

右(みぎ)、守護(しゅご)を補(ぶ)するの本意(ほい)は、治国安民(ちこくあんみん)のためなり。人(ひと)として徳(とく)ある者(もの)これを任(にん)ず。国(くに)のため益(えき)なくんば、これを改むる(あらたむる)べきの処(ところ)、或いは(あるいは)勲功(くんこう)の賞(しょう)を募(つの)り、或いは(あるいは)譜代(ふだい)の職(しき)と称(しょう)し、寺社本所領(じしゃほんじょりょう)を押妨(おうぼう)し、所々(しよしよ)の地頭職(じとうしき)を管領(かんれい)し、軍士(ぐんし)に預け置き(あずけおき)、家人(けにん)に充て行(あておこな)うの条(じょう)、甚だ(はなはだ)しかるべからず。固く(かたく)貞永式目(じょうえいしきもく)を守(まも)り、大犯三ヶ条(だいぼんさんかじょう)の外(ほか)、相綺(あいいろう)べからず。爰(ここに)近年(きんねん)引付等(ひきつけとう)の奉書(ほうしょ)を叙用(じょよう)せず、請文(うけぶみ)に及(およ)ばず、徒(いたずら)に旬月(じゅんげつ)を涉(わた)り、多く(おおく)催促(さいそく)を累(かさ)ね、愁鬱(しゅううつ)の輩(ともがら)あげてかぞうべからず。政道(せいどう)の違乱(いらん)、もととして斯(ここ)に由(よ)る。仍(よ)つて違背(いはい)の科条(かじょう)に就(つ)き、須(す)べからず改定(かいてい)の沙汰(さた)あるべし。

---

Document #3

[原文]

寺社并本所及武家輩所領等事、々書一通遣之。早守彼状、当国分来月十日以前、嚴密可遵行。将又土貢以下、令先納者、悉可糺返之。若猶遲怠者、任被定置之旨、可処罪科之状如件。

建武五年後七月廿九日

御判（足利尊氏）

播磨国守護 諸国同前

近国十日以前 中国廿日已前 遠国来月中

[訓読]

寺社（じしゃ）并に（ならびに）本所（ほんじょ）及び（および）武家（ぶけ）の輩（ともがら）の所領等（しよりょうとう）のこと、事書（ことがき）一通（いっつう）、これを遣（つか）わす。早く（はやく）かの状（じょう）を守（まも）り、当国分（とうごくぶん）来月十日（らいげつとおか）以前（いぜん）、嚴密（げんみつ）に遵行（じゅんぎょう）すべし。将又（はたまた）土貢（どこう）以下（いか）、先納（せんのおう）せしめば、悉く（ことごとく）これを糺返（きゅうへん）すべし。若し（もし）猶（なお）遲怠（ちたい）せば、定め置かるる（さだめおかるる）旨（むね）に任（まか）せ、罪科（ざいか）に処（しょ）すべきの状（じょう）、件（くだん）の如（ごと）し。

建武五年（けんむごねん）後（のちの）七月（しつがつ）廿九日（にじゅうくにち）御判（ごはん）

播磨国（はりまのくに）守護（しゅご） 諸国同前（しょこくどうぜん）

近国十日以前（きんごくとおかいぜん） 中国廿日已前（ちゅうごくはつかいぜん） 遠国来月中（おんごくらいげつちゅう）

---

Document #4

[原文]

一 諸国守護并武家御家人等、望補吏務職、知行本所領事 曆応二・五・十九・評右、云右大将家御時、云貞永式目、一向被停止訖。而近年背禁制、致自由之競望歟。

縦雖替面、自今以後於有其聞之輩者、可処罪科也。

[訓読]

一（ひとつ） 諸国守護（しょこくしゅご）并に（ならびに）武家（ぶけ）の御家人（ごけにん）等（とう）、吏務職（りむしき）に補（ぶ）さるることを望（のぞ）み、本所領（ほんじょりょう）を知行（ちぎょう）すること。

曆応二（りゃくおうに） 五（ご） 十九（じゅうく） 評（ひょう）

右（みぎ）、右大将家（うだいしょうけ）の御時（おんとき）といい、貞永式目（じょうえいしきもく）といい、一向（いっこう）停止（ちようじ・ていし）せしめられおわんぬ。而るに（しかるに）、近年（きんねん）禁制（きんぜい）に背（そむ）き、自由（じゆう）の競望（けいもう）を致（いた）すか。縦（た）とい面（おもて）を替（か）うると雖も（いえども）、自今以後（じこんいご）その聞え（きこえ）ある輩（ともがら）においては、罪科（ざいか）に処（しょ）すべきなり。

---

Document #5

[原文]

一 近江国船木庄雑掌申、一井太郎左衛門尉頼景道円以下輩濫妨狼藉事 〈曆応二十 十九 評〉

可沙汰居雑掌於庄家之由、依被下 院宣、成奉書之処、彼頼景等及狼藉之旨、使者内藤伊勢七郎入道光忍、加治三郎景家雖注申、相尋本所一円之証跡、重可有沙汰。凡就院宣無左右被施行者、参差之子細可出来歟。任旧規召上論人、可有其沙汰。且可相触此趣於五方引付矣。

[訓読]

一（ひとつ） 近江国（おうみのくに）船木庄（ふなきのしょう）雑掌（ざっしょう）申す（もうす）、一井（いちい）太郎左衛門尉（たろうざえもんのじょう）頼景（よりかげ）道円（どうえん）以下（いか）の輩（ともがら）、濫妨（らんぼう）狼藉（ろうぜき）のこと

曆応二（りゃくおうに） 十（じゅう） 十九（じゅうく） 評（ひょう）

雑掌（ざっしょう）を庄家（しょうけ）に沙汰居（さたすえ）すべきのよし、院宣（いんぜん）を下（くだ）さるるに依（よ）り、奉書（ほうしょ）を成（な）すの処（ところ）、かの頼景（よりかげ）等（とう）狼藉（ろうぜき）に及（およ）ぶの旨（むね）、

使者（ししゃ）内藤（ないとう）伊勢（いせ）七郎（しちろう）入道（にゅうどう）光忍（こうにん）、加治（かじ）三郎（さぶろう）景家（かげいえ）注し申す（ちゅうしもうす）と雖も（いえども）、本所一円（ほんじょいちえん）の証跡（しょうせき）を相尋ね（あいたずね）、重（かさ）ねて沙汰（さた）あるべし。凡そ（およそ）院宣（いんぜん）に就（つ）き、左右無く（そうなく）施行（しぎょう）せらるれば、参差（しんし）の子細（しさい）出来（しゅったい）すべきか。旧規（きゅうき）に任（ま）か、論人（ろんにん）を召し上げ（めしあげ）、その沙汰（さた）あるべし。且（かつが）、この趣（おもむき）を五方（ごほう）引付（ひきつけ）に相（あい）触（ふ）るべし。

---

## Document #6

### [原文]

一 寺社并本所領以下押領輩事 〈曆応三 四 十五御沙汰〉

近年武家被官人、甲乙之輩、令違背下知御教書、剩对于守護使并使節等、及合戦狼藉之由、有其聞。緯超常篇。然者別而可有嚴密之沙汰。奉行人令隨身文書、直令披露者、可被裁判罪名之旨、可触仰五方引付焉。

### [訓読]

一（ひとつ） 寺社（じしゃ）并に（ならびに）本所領（ほんじょりょう）以下（いか）押領（おうりょう）の輩（ともがら）のこと 〈曆応（りゃくおう）三年（さんねん）四月（しがつ） 十五（じゅうご）御沙汰（ごさた）〉

近年（きんねん）、武家被官人（ひかんにん）、甲乙（こうおつ）の輩（ともがら）、下知（げち）の御教書（みぎょうしょ）に違背（いはい）せしめ、剩（あまつさえ）守護使（しゅごし）并に（ならびに）使節（しせつ）等（とう）に対（たい）し、合戦（かっせん）狼藉（ろうぜき）に及（およ）ぶの由（よし）、その聞（きこえ）あり。緯（こと）に常篇（じょうへん）に超（こ）ゆ。然らば（しからば）別（べつ）して嚴密（げんみつ）の沙汰（さた）あるべし。奉行人（ぶぎょうにん）文書（もんじょ）を隨身（ずいじん）せしめ、直（じき）に披露（ひろう）せしめば、罪名（ざいめい）を裁判（さいばん）せらるべきの旨（むね）、五方（ごほう）引付（ひきつけ）に触（ふ）れ仰（おお）すべし。

---

## Document #7

### [原文]

- 一 雖給御下文不知行下地輩事　　〈曆応四　三　十仁政内談〉  
不可為仁政沙汰歟之由、前々内談訖。可為引付行事之間、向後不可有其沙汰也。

### [訓読]

一（ひとつ）　御下文（おんくだしぶみ）を給わる（たまわる）と雖も（いえども）、  
下地（したじ）を知行（ちぎょう）をせざる輩（ともがら）のこと　　〈曆応四年（り  
ゃくおうよねん）　三月（さんがつ）　十（じゅう）　仁政内談（じんせいないだ  
ん）〉

仁政（じんせい）沙汰（さた）たるべからざるかの由（よし）、前々（ぜんぜん）内  
談（ないだん）訖わんぬ（おわんぬ）。引付（ひきつけ）行事（ぎょうじ）たるべきの  
間、向後（きょうこう）その沙汰（さた）あるべからざるなり。

---

## Document #8

### [原文]

- 一 七十以後讓状、可有許容哉否事　　曆応  
引勸之処、令条之文不分明。然而於祖父母父母讓者、数度雖改易、以後状可用之由、  
法家輩所勸来也。更無制禁、七十以後讓詞為管見所罩故也。追加中七十以後讓事、不可  
有其難之由、〈正安二七五〉被定置訖。然者旁無異儀者歟。

### [訓読]

一（ひとつ）　七十以後（ななじゅういご）讓状（ゆずりじょう）、許容（きょよう）  
あるべきや否（いなや）のこと　曆応（りゃくおう）

引（ひ）き勸（かん）ずるの処（ところ）、令（りょう）の条（じょう）の文（ぶん）  
不分明（ふぶんめい）なり。然れども（しかれども）祖父母（そふぼ）・父母（ふぼ）  
の讓（ゆずり）に於（お）いては、数度（すうど）改易（かいえき）すと雖も（いえど  
も）、以後（いご）の状（じょう）用（もち）うるべきの由（よし）、法家（ほっけ）  
の輩（ともがら）勸（かん）じ来（き）たる所（ところ）なり。更（さら）に制禁  
（せいきん）なし。七十以後（ななじゅういご）讓（ゆずり）の詞（ことば）管見（か  
んけん）として罩（およ）ぶ所（ところ）の故（ゆえ）なり。追加（ついか）中（ちゆ

う)七十以後(ななじゅういご)讓(ゆずり)のこと、その難(なん)あるべからざるの由(よし)、正安二七五(しょうあんにさ なな ご)定(さだ)め置(お)かれ訖んぬ(おわんぬ)。然らば(しからば)旁(かたがた)異儀(いぎ)なきものか。

---

## Document #9

### [原文]

一 違背御下知御教書并奉書等、不渡付下地輩事 〈康永二 四 十一御沙汰〉  
或被裁許、或被成奉書之後、雖申子細、依無其理、不被許容之輩、尚以押領下地成煩云々。於如然之族者、可被处于違背咎之上、付惣別、永不可被聞食訴訟也。

### [訓読]

一 (ひとつ) 御下知(おんげち)の御教書(みぎょうしょ)并に(ならびに)奉書(ほうしょ)等(とう)に違背(いはい)し、下地(したじ)を渡し付け(わたしつけ)ざるの輩(ともがら)のこと(康永二(こうえいに) 四月(しがつ) 十一(じゅういち) 御沙汰(ごさた))

或いは(あるいは)裁許(さいきょ)せられ、或いは(あるいは)奉書(ほうしょ)を成(な)さるるの後(のち)、子細(しさい)を申(もう)すと雖も(いえども)、その理(ことわり)なきに依(よ)り、許容(きょよう)せられざるの輩(ともがら)、尚以て(なおもって)下地(したじ)を押領(おうりょう)し、煩(わずらい)を成(な)すとうんぬん。然る(しかる)が如(ごと)きの族(やから)に於(お)いては、違背(いはい)の咎(とが)に処(しょ)さるべきの上(うえ)、惣別(そうなみ)に付(ふ)し、永(なが)く訴訟(そしょう)を聞(きこ)し食(め)さるべからざるなり。

---

## Document #10

### [原文]

一 武家被官輩令知行本所領事 〈康永二 四 廿九〉

背度々厳制、或号請所、或称成約諾、致自由押領之由、有其聞。向後堅可停止之。且来六月中、可避渡于本所。若尚令違犯者、任式目可処罪科也矣。

[訓読]

一（ひとつ） 武家被官（ぶけひかん）の輩（ともがら）本所領（ほんじょりょう）を知行（ちぎょう）せしむること

＜康永二（こうえいに） 四（し） 廿九（にじゅうく）＞  
度々（たびたび）の厳制（げんせい）に背（そむ）き、或いは（あるいは）請所（うけしょ）と号（ごう）し、或いは（あるいは）約諾（やくだく）を成（な）すと称（しょう）し、自由（じゆう）押領（おうりょう）を致（いた）すの由（よし）、その聞こえ（きこえ）あり。向後（きょうこう）堅（かた）くこれを停止（ちゅうじ）すべし。且（かつがつ）来（きた）る六月中（ろくがつちゅう）、本所（ほんじょ）に避り渡す（さりわたす）べし。若し（もし）尚（なお）違犯（いはん）せしめば、式目（しきもく）に任（まか）せ、罪科（ざいか）に処（しょ）すべきなり。

---

Document #11-13

[原文]

式目 庭中篇目 （康永二・三年）

一 本所寺社領事

方々施行停滯、頭人并奉行緩怠、空経廿ケ日者、任本条宜經直訴、嚴密遵行之、可申左右之由、差日限可仰本引付方。但有限日数已前、諸方雜掌亦猥及濫訴者、暫可被閣彼訴訟也。

一 恩賞遅引事

忠節拔群之輩、勲功賞遅引之族、理訴沈淪云々。宜愁訴、可被仰奉行人。子細同前。

一 諸国守護人非法事

有面々鬱陶者、同可申之也。

[訓読]

式目（しきもく）

庭中（ていちゅう）篇目（へんもく） （康永（こうえい）二・三年）

一（ひとつ） 本所（ほんじょ）寺社領（じしゃりょう）のこと

方々（かたがた）施行（しぎょう）の停滯（ていたい）、頭人（とうにん）并に（ならびに）奉



行(ぶぎょう)緩怠(かんたい)、空(むな)しく廿ケ日(にじゅうかにち)を経(へ)れば、本条(しきじょう)に任(まか)せ、宜(よろ)しく直訴(じきそ)を経(へ)るべし。嚴密(げんみつ)にこれを遵行(じゅんぎょう)し、左右(そう)を申(もう)すべきの由(よし)、日限(にちげん)をさし、本(ほん)引付方(ひきつけかた)に仰(おお)すべし。但し(ただし)、限(かぎ)りある日数(にっすう)已前(いぜん)、諸方(しょほう)雜掌(ざっしょう)亦(また)猥(みだり)に濫訴(らんそ)に及(およ)ばば、暫(しばら)く、かの訴訟(そしょう)を闇(さしお)かるべきなり。

一(ひとつ) 恩賞(おんしょう)遅引(ちいん)のこと

忠節(ちゅうせつ)抜群(ばつぐん)の輩(ともがら)、勲功(くんこう)の賞(しょう)遅引(ちいん)の族(やから)、理訴(りそ)沈淪(ちんりん)とうんぬん。宜(よろ)しく愁訴(しゅうそ)し、奉行人(ぶぎょうにん)に仰(おお)さるべし。子細(しさい)は同前(どうぜん)。

一(ひとつ) 諸国(しょこく)守護人(しゅごにん)非法(ひほう)のこと

面々(めんめん)鬱陶(うつとう)あらば、同(おな)じくこれを申(もう)すべきなり。

---

## Document #14

### [原文]

一 諸国守護人使節緩怠事 〈康永三 七 四御沙汰〉

或可沙汰付下地之旨、被仰下、或可催上論人之由、触遣之処、遵行遅引之条、甚以不可然。向後於難渋使者者、須被収公所帯矣。

### [訓読]

一(ひとつ) 諸国(しょこく)守護人(しゅごにん)使節(しせつ)緩怠(かんたい)のこと 〈康永三(こうえいさん)七(なな) 四(し)御沙汰(ごさた)〉

或は(あるいは)下地(したじ)を沙汰付(さたつけ)すべきの旨(むね)、仰(おお)せ下(くだ)され、或は(あるいは)論人(ろんにん)を催(もよお)し上(あ)ぐべきの由(よし)、触(ふ)れ遣(つかわ)すの処(ところ)、遵行(じゅんぎょう)遅引(ちいん)の条(じょう)、甚だ以て(はなはだもって)然る(しかる)べからず。向後(きょうこう)難渋(なんじゅう)の使者(ししゃ)に於(お)いては、須(すべから)く所帯(しょうたい)を収公(しゅこう)せらるべし。

---

Document #15

[原文]

一 故戦防戦事 〈貞和二 二 五斎藤四郎兵衛入道玄秀奉行〉

縦雖有確論之宿意、可仰 上意之処、任雅意及鬪殺之条、罪科不輕。所詮於故戦者、雖有理運、不可有御免者也。至防戦者、若有道理者、可被免許者哉。於無理之輩者、可被行故戦之同罪歟。

[訓読]

一 (ひとつ) 故戦防戦 (こせんぼうせん) のこと 〈貞和二 (じょうわに) 二 (に) 五 (ご) 斎藤四郎兵衛入道玄秀 (さいとうしろうひょうえにゆうどうげんしゅう) 奉行 (ぶぎょう) 〉

縦い (たとい) 確論 (かくろん) の宿意 (しゆくい) あると雖も (いえども)、上意 (じょうい) を仰 (あお) ぐべきの処 (ところ)、雅意 (がい) に任 (まか) せ、鬪殺 (とうさつ) に及 (およ) ぶの条 (じょう)、罪科 (ざいか) 輕 (かろ) からず。所詮 (しょせん) 故戦 (こせん) に於 (お) いては、理運 (りうん) あると雖も (いえども)、御免 (ごめん) あるべからざるものなり。防戦 (ぼうせん) に至 (いた) りては、若し (もし) 道理 (どうり) あらば、免許 (めんきょ) せらるべきものか。無理 (むり) の輩 (ともがら) に於 (お) いては、故戦 (こせん) の同罪 (どうざい) に行 (おこな) わるべし。

---

Document #16

[原文]

一 苜田狼藉事 (貞和二年?)

為検断方沙汰、可有糺明之。所犯令露顕者、可被召放所領三分一歟。

[訓読]

一（ひとつ） 苅田狼藉（かりたろうぜき）のこと {貞和（じょうわ）二年？}  
検断方沙汰（けんだんかたさた）として、糺明（きゅうめい）あるべし。所犯（しよはん）露頭（ろけん）せしめば、所領（しよりょう）の三分の一（さんぶんのいち）を召（め）し放（はな）たるべきか。

---

Document #17

[原文]

一 諸国新関并津料事（貞和二年？）  
成諸人往来上下之煩之条、太以不可然。早本新共可被停廢之歟。

[訓読]

一（ひとつ） 諸国（しよこく）新関（しんせき）并に（ならび）に津料（つりょう）のこと {貞和二年（じょうわにねん）？}  
諸人（しよにん）往来（おうらい）上下（じょうげ）の煩（わずら）いを成（な）すの条（じょう）、太だ以て（はなはだもって）然る（しかる）べからず。早（はや）く本新（ほんしん）共（とも）これを停廢（ちょうはい）せらるべきか。

---

Document #18

[原文]

一 諸人借書事（貞和二年？）  
無理之輩、誘取他人之借書、令譴責負人之条、非無其煩。早為政所方沙汰、可被加炳誠歟。

[訓読]

一（ひとつ） 諸人（しよにん）借書（しゃくしよ）のこと {貞和二年（じょうわにねん）？}  
無理（むり）の輩（ともがら）、他人（たにん）の借書（しゃくしよ）を誘（さそ）い取（と）り、負人（ふにん）を譴責（けんせき）せしむるの条（じょう）、その煩（わずら）いなきに非（あら）ず。早（はや）く政所方（まんどころかた）の沙汰（さ

た)として、炳誠(へいかい)を加(くわ)えらるべし。

---

#### Document #19

##### [原文]

一 山賊海賊事 (貞和二年?)

尋究出入之在所、若領主有同心之儀者、令改替地頭職、可被入守護使歟。

##### [訓読]

一 (ひとつ) 山賊(さんぞく) 海賊(かいぞく) のこと [貞和二年(じょうわにねん)?]

出入(でいり) の在所(ざいしょ) を尋(たず)ね究(きわ)め、若し(もし) 領主(りょうしゅ) 同心(どうしん) の儀(ぎ) あらば、地頭職(じとうしき) を改替(かいたい) せしめ、守護使(しゅごし) を入(い) れらるべきか。

---

#### Document #20

##### [原文]

一 文書紛失輩訴訟事 (貞和二 閏九 廿七評定)

可為内談方所務之由、先日雖有其沙汰、於建武三年已前分者、無事書之間、委細之旨趣、無扞糺明歟。任先例、尋問当知行之実否、於有証人等者、須成賜紛失安堵御下文。至同年已来分者、守旧規、於事書在所、(恩賞方、安堵方、問註所)、可有其沙汰焉。

次不知行地事。於内談方、且相尋当時之領主、糺明証跡、可及是非之子細同前。

一方内談(武州(高師直)方) 奉行人(諏方法眼円忠、門真左衛門入道寂意)

##### [訓読]

一 (ひとつ) 文書(もんじょ) 紛失(ふんしつ) の輩(ともがら) 訴訟(そしょう) のこと

<貞和二(じょうわに) 閏九(うるうく) 廿七(にじゅうしち) 評定(ひょうじょう)>

内談方（ないだんかた）所務（しょむ）たるべきの由（よし）、先日（せんじつ）その沙汰（さた）あると雖も（いえども）、建武三年（けんむさんねん）已前（いぜん）の分（ぶん）に於（お）いては、事書（ことがき）なきの間（あいだ）、委細（いさい）の旨趣（ししゅ）、糺明（きゅうめい）に拠（よんどころ）なきか。先例（せんれい）に任（まか）せ、当知行（とうちぎょう）の実否（じっぴ）を尋問（じんもん）し、証人（しょうにん）等（とう）あるに於（お）いては、須（すべから）く紛失（ふんしつ）安堵（あんど）の御下文（おんくだしぶみ）を成（な）し賜（たま）うべし。同年（どうねん）已来（いらい）の分（ぶん）に至（いた）りては、旧規（きゅうき）を守（まも）り、事書（ことがき）の在所（ざいしょ）に於（お）いて、＜恩賞方（おんしょうかた）、安堵方（あんどかた）、問註所（もんちゅうじょ）＞、その沙汰（さた）あるべし。次いで（ついで）不知行地（ふちぎょうち）のこと 内談方（ないだんかた）に於（お）いて、且（かつがつ）当時（とうじ）の領主（りょうしゅ）を相尋ね（あいたずね）、証跡（しょうせき）を糺明（きゅうめい）し、是非（ぜひ）の子細（しさい）に及（およ）ぶべきこと、同前（どうぜん）。

一方内談（いっぽうないだん） <武州（ぶしゅう） {高師直（こうのもろなお）} 方（かた）>

奉行人（ぶぎょうにん） <諏訪法眼円忠（すわほうげんえんちゅう）、門真左衛門入道寂意（かどまさえもんにゅうどうじゃくい）>

---

## Document #21

### [原文]

鎮西事々書如此。守彼状、可致沙汰之状如件。

貞和二年十二月七日

御判（足利尊氏）

宮内少輔（一色直氏）殿

### [訓読]

鎮西(ちんぜい)のこと、事書(ことがき)かくの如(ごと)し。かの状(じょう)を守(まも)り、沙汰(さた)致(いた)すべきの状(じょう)、件(くだん)の如(ごと)し。

貞和(じょうわ)二年十二月七日

御判 {足利尊氏(あしかがたかうじ)}

Document #22-24

[原文]

鎮西沙汰条々

一 寺社事

守先例可致興行沙汰焉。

一 所務相論以下事

尋究子細可令注進之。

次検断事。於地頭御家人等事者、同可注進之。至非職之輩者、可令尋成敗之。

次雑務事同前。

一 異賊防禦構以下事

任先規可致計沙汰矣

[訓読]

鎮西(ちんぜい) 沙汰(さた) の条々(じょうじょう)

一 (ひとつ) 寺社(じしゃ) のこと

先例(せんれい) を守(まも) り、興行(こうぎょう) 沙汰(さた) を致(いた) すべし。

一 (ひとつ) 所務(しょむ) 相論(そうろん) 以下(いか) のこと

子細(しさい) を尋ね究め(たずねきわめ)、これを注進(ちゅうしん) せしむべし。

次いで(ついで) 検断(けんだん) のこと。地頭(じとう) 御家人(ごけにん) 等(とう) のことに於(お) いては、同(おな) じく注進(ちゅうしん) すべし。非職(ひしき) の輩(ともがら) に至(いた) りては、これを尋(たず) ね、成敗(せいばい) せしむべし。

次いで(ついで) 雑務(ざつむ) のことは同前(どうぜん) 。

一 (ひとつ) 異賊(いぞく) 防禦(ぼうぎょ) 構(かま) え以下(いか) のこと

先規(せんき) に任(まか) せ、計沙汰(はからいざた) 致(いた) すべし。

---

## Document #25

### [原文]

一 国司領家年貢対捍地事 <貞和二 十二 十三 御沙汰>就貞永式目有其沙汰、地頭以下領主、不応裁許之日、雖改補所職、本所乃貢失墜之条、背理致歟。仍自今以後、及下知違背之期者、收公彼職、補新司之時、可分付前司未濟五分一相應之地於本所也。

次後年々貢事。無同時之裁断者、相論亦不可休之間、勘合毎年々貢分限、彼是共限永代、分付下地於本所之後、一向止地頭之所役、相互可全知行。但於今年以前分者、近年擾乱、諸人窮困之間、以寛宥之儀、至所職者、不能改補。便補前後年貢、可避渡下地於本所之子細同前焉。若背此法、於割分之地、領主等致違乱者、任先例、可被收公彼所領矣。

次依他罪科、被召所領輩事。未進相積之由、雜掌經訴訟之刻、地頭等不慮被没收件所領者、新給人治定之時、可分付下地之子細、相同初段焉。

次得替地事。縦雖不充賜替、有他所領者、本知行之年貢、可致沙汰之条勿論也。何況充給其替者、不及予儀、宜令弁償也矣。

次一旦領主事。或称裁許未定之地、或号料所并預地、領主等依申子細、動施行猶予之間、涉年月之後、本所年貢亦墜云々。太不可然、向後云未進、云現在分、可懸課当知行之仁也焉。

次非分押領輩事。載其名字難成施行歟。領主治定之程、先仰專使、令檢納有限年貢、可勘渡本所雜掌矣。

次武家領之仏神用并領家職預所等年貢事、不可違本所乃貢、仍子細同前焉。

### [訓読]

一 (ひとつ) 国司(こくし)領家(りょうけ)年貢(ねんぐ)対捍(たいかん)の地(ち)のこと  
<貞和二年(じょうわにねん) 十二月(じゅうにがつ) 十三日(じゅうさんにち)  
御沙汰(ごさた)>

貞永式目（じょうえいしきもく）に就（つ）き、その沙汰（さた）あり。地頭（じとう）以下（いか）領主（りょうしゅ）、裁許（さいきょ）に応（おう）ぜざるの日（ひ）、所職（しょしき）を改補（かいほ）すと雖も（いえども）、本所（ほんじょ）乃貢（のうぐ）失墜（しつつい）の条（じょう）、理致（りち）に背（そむ）くか。仍（なほ）つて（よって）、自今以後（じこんいご）、下知違背（げちいはい）の期（ご）に及（およ）ばば、かの職（しき）を収公（しゅこう）し、新司（しんし）を補（ぶ）すの時（とき）、前司（ぜんし）未濟（みさい）の五分一（ごぶんのいち）に相応（そうおう）の地（ち）を本所（ほんじょ）に分ち付（わか）ちつ（つく）べきなり。

次いで（ついで）後年（こうねん）年貢（ねんぐ）のこと、同時（どうじ）の裁断（さいだん）なくんば、相論（そうろん）亦（また）休（やす）むべからざるの間（あいだ）、毎年（まいとし）年貢（ねんぐ）の分限（ぶんげん）を勘合（かんごう）し、彼是（かれこれ）共に（ともに）永代（えいたい）を限（かぎ）り、下地（したじ）を本所（ほんじょ）に分ち付（わか）ちつ（つく）の後（のち）、一向（いっこう）に地頭（じとう）の所役（しょやく）を止（とど）め、相互（そうご）に知行（ちぎょう）を全（ま）つと（ま）つべし。但し（ただし）今年（ことし）以前（いぜん）の分（ぶん）に於（お）いては、近年（きんねん）擾乱（じょうらん）、諸人（しよにん）窮困（きゆうこん）の間（あいだ）、寛宥（かんゆう）の儀（ぎ）を以（も）つて、所職（しょしき）に至（いた）りては、改補（かいほ）能（あた）わず。前後（ぜんご）の年貢（ねんぐ）を便補（べんぽ）し、下地（したじ）を本所（ほんじょ）に避（さ）り渡（わた）す（さ）りわたすべきの子細（しさい）は、同前（どうぜん）。若し（もし）この法（ほう）に背（そむ）き、割分（かつぶん）の地（ち）に於（お）いて、領主（りょうしゅ）等（とう）違乱（いらん）を致（いた）さば、先例（せんれい）に任（ま）か（か）せ、かの所領（しよりょう）を収公（しゅこう）せらるべし。

次いで（ついで）他（た）の罪科（ざいか）に依（よ）り、所領（しよりょう）を召（め）さるる輩（ともがら）のこと、未進（みしん）相積（あいつも）る（あ）いつもるの由（よし）、雑掌（ざっしょう）訴訟（そしょう）を經（ふ）るの刻（きざみ）、地頭（じとう）等（とう）不慮（ふりょ）に、件（くだん）の所領（しよりょう）没収（ぼっしゅう）せらるれば、新給人（しんきゆうにん）治定（ちじょう）の時（とき）、下地（したじ）を分ち付（わか）ちつ（つく）べきの子細（しさい）、初段（しょだん）に相同（あ）いおなじ。

次いで（ついで）得替（とくたい）地（ち）のこと、縦（た）とい（た）い替（か）え（か）えを充（あ）て賜（たま）わずと雖も（いえども）、他（た）の所領（しよりょう）あらば、本知行（ほんちぎょう）の年貢（ねんぐ）、沙汰（さた）致（いた）すべきの条（じ



よう) 勿論(もちろん) なり。何ぞ(なんぞ) 況や(いわんや) その替(かえ) を充(あ) て給(たま) わば、予儀(よぎ) に及(およ) ばず、宜(よろ) しく弁償(べんしょう) せしむべきなり。

次いで(ついで) 一旦(いったん) 領主(りょうしゅ) のこと、或いは(あるいは) 裁許(さいきょ) 未定(みてい) の地(ち) と称(しょう) し、或いは(あるいは) 料所(りょうしょ) 并に(ならびに) 預地(あずけち) と号(ごう) し、領主(りょうしゅ) 等(とう) 子細(しさい) を申(もう) すに依(よ) り、動(ややもすれば) 施行(しぎょう) 猶予(ゆうよ) の間(あいだ)、年月(ねんげつ) を涉(わた) るの後(のち)、本所年貢(ほんじょねんぐ) 亦(また) 失墜(しつつい) とうんぬん。太だ(はなはだ) 然る(しかる) べからず。向後(きょうこう) 未進(みしん) といい、現在分(げんざいぶん) といい、当知行(とうちぎょう) の仁(じん) に懸け課す(かけかす) べきなり。

次いで(ついで) 非分(ひぶん) 押領(おうりょう) の輩(ともがら) のこと、その名字(みょうじ) を載(の) せ、施行(しぎょう) を成(な) し難(がた) きか。領主(りょうしゅ) 治定(ちじょう) の程(ほど)、先ず(まず) 専使(せんし) に仰(お) おし、限(かぎ) りある年貢(ねんぐ) を検納(けんのお) うせしめ、本所(ほんじょ) 雑掌(ざっしょう) に勘(かん) じ渡(わた) すべし。

次いで(ついで) 武家領(ぶけりょう) の仏神用(ぶっしんよう) 并に(ならびに) 領家職(りょうけしき) 預所(あずかりどころ) 等(とう) 年貢(ねんぐ) のこと、本所(ほんじょ) 乃貢(のうぐ) 違(たが) うべからず。仍(よ) って(よ) って子細(しさい) 同前(どうぜん) 。